

立川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の公布及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 25 条第 3 項第 5 号の規定による。

立川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

立川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年立川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、別に条例で定めるものを除き、一般職の職員（<u>法第22条の2第1項に規定する職員を除く。</u>）の給与に関する事項を定めることを目的とする。 （給料） 第2条 給料は、立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（<u>令和元年立川市条例第 号</u>。以下「勤務時間条例」という。）に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、この条例に定める扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。 （再任用短時間勤務職員の給料） 第4条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、<u>前条第8項</u>の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 （給料の支給） 第5条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の初日か	（目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、別に条例で定めるものを除き、一般職の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。 （給料） 第2条 給料は、立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（<u>昭和35年立川市条例第27号</u>。以下「勤務時間条例」という。）に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、この条例に定める扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。 （再任用短時間勤務職員の給料） 第4条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、<u>前条第9項</u>の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 （給料の支給） 第5条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の初日か

ら末日までとし、毎月20日に当月分を支給する。ただし、その支給日が勤務時間条例第11条に規定する日（以下「休日」という。）又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、それらの日の前日に支給する。

2 ……略……

（勤勉手当）

第24条の2 ……略……

2 勤勉手当の額は、次項に規定する勤勉手当基礎額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権者が市長の定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額を超えてはならない。

(1) 前項に規定する職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の102.5（行(1)4級職員にあっては100分の122.5、行(1)5級職員にあっては100分の132.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項に規定する職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の50（行(1)4級職員及び行(1)5級職員にあっては100分の60）を乗じて得た額の総額

3～6 ……略……

（控除金）

第26条の2の2 職員に給与を支給する際その給与から次の各号に掲げるものは、控除することができる。

ら末日までとし、毎月20日に当月分を支給する。ただし、その支給日が勤務時間条例第7条第1項に規定する日（以下「休日」という。）又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、それらの日の前日に支給する。

2 ……略……

（勤勉手当）

第24条の2 ……略……

2 勤勉手当の額は、次項に規定する勤勉手当基礎額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権者が市長の定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額を超えてはならない。

(1) 前項に規定する職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の100（行(1)4級職員にあっては100分の120、行(1)5級職員にあっては100分の130）を乗じて得た額の総額

(2) 前項に規定する職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の47.5（行(1)4級職員及び行(1)5級職員にあっては100分の57.5）を乗じて得た額の総額

3～6 ……略……

（控除金）

第26条の2の2 職員に給与を支給する際その給与から次の各号に掲げるものは、控除することができる。

(1)～(4) ……略……	(1)～(4) ……略……
(5) 東京都市町村職員共済組合の貯金並びに貸付金に係る返還金及び 利子	(5) 東京都市町村職員共済組合及び共済会が指定する金融機関の貯金 並びにこれらの貸付金に係る返還金及び利子
(6)～(8) ……略……	(6)～(8) ……略……
(9) 中央労働金庫の預金並びに貸付金に係る返還金及び利子	

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第2条及び第5条第1項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市一般職の職員の給与に関する条例第24条の2の規定の令和元年12月1日における適用については、同条第2項第1号中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の135」と、同条第2項第2号中「100分の50」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の60」とあるのは「100分の62.5」とする。